

滋賀県観光物産情報センターの設置および管理に関する条例を廃止する条例案要綱

1 廃止の理由

情報発信拠点「ここ滋賀」の開設に伴い、滋賀県観光物産情報センターを廃止するため、滋賀県観光物産情報センターの設置および管理に関する条例(昭和39年滋賀県条例第46号)を廃止しようとするものです。

2 概要

- (1) 滋賀県観光物産情報センターの設置および管理に関する条例を廃止することとします。
- (2) この条例は、平成29年10月29日から施行することとします。

議第 96 号

滋賀県観光物産情報センターの設置および管理に関する条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年 9 月 20 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県観光物産情報センターの設置および管理に関する条例を廃止する条例

滋賀県観光物産情報センターの設置および管理に関する条例（昭和 39 年滋賀県条例第 46 号）
は、廃止する。

付 則

この条例は、平成 29 年 10 月 29 日から施行する。